

福德長酒類株式会社 次世代育成支援対策推進法改正に基づく
[一般事業主行動計画] (第3期)

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年4月1日から2024年3月31日までの3年間

2. 内容

(1)-1 子育てを行う社員の仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境整備

目標1 時間単位の年次有給休暇制度の導入

<対策>

2021年4月1日から2024年3月31日までの間に

- ①制度導入に関する課題・問題点などを労使で協議する
- ②社内規程を整備する
- ③従業員へ制度の周知を行う

(1)-2 子育てを行う社員の仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境整備

目標2 男性の育児休暇取得促進

<対策>

2021年4月1日から2024年3月31日までの間に

- ①育児休業給付金制度、育休中の社会保険料の取扱い等、育休中の収入シミュレーション等の資料の周知や情報提供を行う
- ②経営職向けのマニュアルを配布し、取得しやすい職場環境づくりを促す

(2)-1 働き方の見直しに資する労働条件の整備

目標3 副業・兼業を認める制度の導入

<対策>

2021年4月1日から2024年3月31日までの間に

- ①制度導入に関する課題・問題点などを労使で協議する
- ②社内規程を整備する
- ③副業・兼業を通じた主体的なキャリア形成の実現について啓蒙を実施する
- ④従業員へ制度の周知を行う

(2)-2 働き方の見直しに資する労働条件の整備

目標4 在宅勤務(テレワーク)制度の導入

<対策>

2021年4月1日から2024年3月31日までの間に

- ①試験実施の状況から効果・課題について検証する
- ②社内規程を整備する
- ③場所にとらわれない働き方の啓蒙を実施する

(3) その他の次世代育成支援

目標5 若年者に対する就業体験機会の提供を推進する

<対策>

2021年4月1日から2024年3月31日までの間に

- ①工場見学または職場説明会開催に向けた受入マニュアルを作成する
- ②学校や関係機関との協議・連携を深める

以上